

# 日本都市職員バドミントン連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、日本都市職員バドミントン連盟と称す

第2条 本会の事務局は、事務局長が在籍する都市に置くこととする。

(目的及び事業)

第3条 本会は、バドミントン競技を通して都市職員の交流親善を促進し、併せて余暇の活用と健康増進に資し、もって地方自治の進展に寄与することを目的とする

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 都市職員を対象とするバドミントン競技の開催
- 2 バドミントン競技の普及発展に関する事業
- 3 その他本会に目的達成に必要と認める事業

第5条 本会の会員は、本会の主旨に賛同した市役所職員及び特別区職員をもって構成する

- 2 本会の会員は、団体登録者及び個人登録者とする

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	2名
事務局長	1名
理事	若干名
監事	2名

第7条 会長及び副会長は、理事会において推挙する

- 2 会長は、会務を統括する
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代理する

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、参与は会務に参加する

第9条 理事は、総会において互選し、会長が委嘱する

- 2 理事長及び副理事長並びに事務局長は、理事会において互選し、会長が委嘱する
- 3 理事長、副理事長、事務局長、理事は、理事会を構成し会務を処理する

第10条 監事は、総会において選出し、会長が委嘱する

- 2 監事は、会計を監査する

第11条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、理事会とする

2 総会は、年1回開催して、予算、決算及びその他重要事項の承認を受けるものとする

第13条 理事会は、必要に応じて招集し、予算、決算その他重要事項を審議する

第14条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。ただし可否同数の時は、議長がこれを決する

(会計)

第15条 本会の経理は、登録料、寄付金及び助成金その他収入をもってこれに充てる

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(委任)

第17条 本規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める

付則

本規約は、平成元年6月14日から施行する

本規約は、平成26年10月31日から施行する

## 《内 規》

(登録加盟)

◎ 日本都市職員バドミントン連盟は、年度途中の登録加盟を認める

(登録料)

◎ 本会の会員は、次に掲げる団体登録料及び個人登録料を納入する。ただし、団体登録料を納入した団体の構成員(選手等)は、会員とする

1 団体登録料 5,000円

2 個人登録料 1,000円

(有効期間)

◎ 登録の有効期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる